

5年度庁外施設定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

庁外施設定期監査

2 監査実施期間

令和5年9月1日（金）から10月17日（火）まで

3 監査の対象

令和4年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況

4 監査対象施設及び日程表

別添「令和5年度庁外施設定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

庁外施設定期監査は、令和4年度の財務に関する事務の執行状況及び財産・物品の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 施設の管理及び運営は適正に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 現金の保管・取扱い及び財産・物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 事務事業は合理的かつ効率的に運営されているか。
- (5) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

会計年度任用職員について、任用回数を誤認識し、年次有給休暇の付与日数を誤ったため、翌年度の繰越日数に影響を生じたものがあつた。また、年度途中の採用時に年次有給休暇の付与日数に誤りがあり、報酬の返還が必要となつたものがあつた。

(保育課：不動保育園、駒場保育園、祐天寺保育園)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

会計年度任用職員について、定期券等の調整を行わなかつたため、旅費の支給額に過払いが生じたものがあつた。

(保育課：駒場保育園)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

個々の事実が発生した都度に随時収入するものは、収入原因の発生の後、直ちに調定することとなっているが、まとめて処理されているものがあつた。

(生涯学習課：東山社会教育館、目黒区民センター社会教育館)

(4) 物品管理が適正でなかつたもの

令和2年度に購入した備品2台が所在不明なまま、備品管理システムによる処理がされていなかつたものがあつた。

(保育課：駒場保育園)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業の充実等について

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4年6月以降再び上昇傾向に転じたが、重症者数、死亡者数は低水準となったことなどから、国は、4年7月15日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持しながら、平時への移行を慎重に進めていくこととした。

こうした状況の中、児童館・学童保育クラブでは、検温・手洗い・人数制限など感染対策を徹底しながら可能な限り事業を実施し、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所としての役割を果たすとともに、複数の児童館で、従来、中高生向けであった企画について小学校高学年まで拡大し、進学後の来館につなげるなど、利用者数の増加に向けた新たな取組の成果が認められた。

保育園においても、コロナ禍により制限していた異年齢の交流や、運動会、プール遊びなどを4年度から段階的に実施するなど、園児・保護者の声を踏まえた事業の展開を図っている。また、コロナ禍を契機として、子育て支援部では、保護者の理解のもと、児童館・学童保育クラブ、保育園に入退室・連絡等システムを導入し、子どもたちの状況把握と連絡手段のデジタル化を進めた。

さらに、5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから、子育て支援事業や子育てふれあい広場について、基本的な感染対策や衛生管理を継続した上で、利用定員・利用制限を緩和するなど、事業の充実に努めている。

子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化し、多様な子育て支援の施策が求められる中で、今後も対面によるコミュニケーションを大切にしつつ、情報通信機器の活用により、子ども、保護者、職員間の相互理解・連携を更に促進し、地域の子どもが安全・安心に利用できる居場所づくりに努められたい。

社会教育館においては、コロナ禍による研修室の利用制限が段階的に解除される中で、利用率は回復傾向が見られたものの、登録団体数が減少傾向になるなど、今後の事業のあり方についての課題が見られた。また、消費生活センターにおいても、成人年齢の引き下げに伴う若年層の消費者被害防止や高齢者向けのスマホ教室に加え、5年度からオンラインによる消費者相談を開始するなど、新たな取組が見られるが、更に効率的・効果的な事業を実施するために、関係機関との情報共有と連携を深め、事業内容の改善と充実に努められたい。

(産業経済・消費生活課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

イ 安全管理等について

児童館・学童保育クラブ、保育園では、近隣の公園での外遊びや散歩が行われている。交通量の多い幹線道路の横断や公園内の事故防止はもとより、目が行き届きにくい場所も含め安全対策の徹底が求められる。各施設では、職員の引率体制の確保や現場から施設に随時状況連絡を行うなど、適切な安全対策が図られており、また、定期的に散歩ルート状況を調べ、安全性を確認する保育園など好事例も見られた。屋外での活動については、今後も十分な安全対策を図られたい。

また、施設内においても、利用する誰もが、安全・安心に過ごせるよう、設備面を含めた連絡手段の充実や、適切な人員体制の確保に努められたい。

個人情報の管理については、常勤職員をはじめ、会計年度任用職員や調理委託事業者など職務に応じて様々な個人情報に触れることになる。今回の監査において、個人情報の管理に関しては、施設ごとに鍵付きキャビネットで書類等を保管し、屋外に紙ベースで個人情報を持ち出さない取扱いが徹底されるなど、必要な措置が図られていることが確認された。

また、消費生活センターにおける相談業務は、専用のシステムを使って行って

おり、国や都との相談に関する情報の共有についても、全国共通のシステムで専用回線を使ってやり取りをするなど、必要な体制が構築されており、管理運用面での問題は見られなかった。

区の事業は個人情報に触れる機会が多く、情報が漏えいした場合は、個人の権利利益に重大な影響を与えるという危機意識をもって日頃の業務を遂行されるよう、施設所管課長は、引き続き、各施設に対し情報管理の重要性について周知と指導を徹底されたい。

(産業経済・消費生活課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

(2) 個別事項

ア サービス・給与事務等について

サービス・給与事務等については、おおむね適正な事務処理がなされていた。しかし、指摘事項でも述べたように、会計年度任用職員に係る事務処理の誤りが複数の施設において見られた。

会計年度任用職員の任用においては、配置の時期や勤務形態も多様であることから、施設長や担当者は関係規定を十分に読み込み、ダブルチェックを徹底するなど確実な事務処理を行う必要がある。

なお、会計年度任用職員のサービス事務については、既に4年9月から庶務事務システムによる管理となっているが、サービス・給与等の規定は、会計年度任用職員にとって基本的な勤務条件であることを踏まえ、更なる情報処理システムの活用に加え、研修、事務処理マニュアルの再確認、施設所管課との相互確認などにより、適正な事務処理が図られるよう留意されたい。

(保育課：各施設)

イ 契約・会計事務処理について

会計事務処理については、指摘事項として掲げたとおり、一部に不適正な手続による事務処理が見受けられた。

施設所管課長は、施設で行われている事務について現状を把握し、改めて会計事務規則をはじめ、関係規定を確認のうえ、各施設に周知を徹底し、所管する全ての施設で適正な事務処理が図られるよう指導を徹底されたい。

また、指摘のなかった施設及び監査対象とならなかった施設も含め、契約・会計事務処理については、施設所管課と各施設との十分な連携のもと、引き続き、適正な事務執行に努められたい。

(生涯学習課：各施設)

ウ 物品管理について

目黒区物品管理規則(昭和39年3月目黒区規則第7号)第18条では、「物品は、区において、良好な状態で常に共用又は処分することができるように保管し

ておかなければならない。」とされている。今回監査を行った各施設においても定期的な所在確認のみならず、事業の目的に沿って独自に分類した台帳を整備し、有効活用できるよう工夫を凝らすなど優れた取組も見られた。

そうした中、一部の保育園では備品の所在確認や必要な処理が適正に行われていなかったという事例があった。改めて物品管理規則及びマニュアル等を確認のうえ物品を管理するとともに、施設所管課においては、より丁寧な指導や点検に努められたい。

(保育課：保育園)

3 まとめ

今回の庁外施設定期監査においては、施設維持管理及び事務処理等に大きな問題は見られず、おおむね適切に行われていることが確認できた。

複数の施設で見受けられた事務処理の誤りなどに関しては、再発防止に努めるとともに、施設所管課においても各施設の体制や状況を十分に把握し、丁寧な周知を徹底するとともに、適宜注意喚起を図り、再発防止に努められたい。

また、総合庁舎ではオフィス改革の取組が進められていることから、各施設においても、必要な物品等の精査や資料の整理等を定期的に行い、執務スペースの有効活用に取り組むなど、効率的・効果的な事業執行と執務環境の改善に努められたい。

多くの利用者や区民と直接触れ合う庁外施設は、様々な運営形態があり、それぞれが限られた人材の中で、効率的・効果的な事業が実現できるよう、創意工夫を凝らし、日々努力を重ねている様子が見られた。一方で、職員の経験年数等の違いや会計年度任用職員の増加など、少人数職場における事業執行体制についての課題も認められた。

今後、更なる民営化など運営形態の多様化が進められていくことから、各施設においては、これまで築き上げてきた保護者・地域との連携や実施事業等を丁寧に引き継がれたい。

庁外施設には、それぞれの施設の利用者や地域の特性に応じた事業の実施が期待されている。施設所管課においては、課全体で業務を遂行するという視点に立ち、施設ごとに積み重ねてきた様々な経験を活かすとともに、先進的な取組や創意工夫をしている好事例の横展開を積極的に促すなど、今まで以上に利用者や区民のニーズに応じた事業を進めていくことを要望する。

以 上